

ペット霊園の整備に関する基準

伊勢原市地域まちづくり推進条例施行規則第 80 条に定める基準は、次の通りです。

- 1 開発区域から現に居住している建築物、学校、病院、診療所、社会福祉施設等の敷地 境界線までの水平距離が 110メートル以上あること。
- 2 ペット霊園の周囲は、隣接地から墳墓が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分すること。
- 3 利用者数を想定し必要な台数の自動車駐車場を整備すること。
- 4 墳墓は、ペットの焼骨を埋蔵するものであること。
- 5 火葬施設を設けるペット霊園にあつては、取り扱う動物の死体に適合した冷蔵保管庫を設置すること。
- 6 火葬施設にあつては、次の要件を備えていること。
 - (1) 空気取入口及び煙突の先端部以外に火葬施設内と外気とが接することなく焼却できる構造であること。
 - (2) 燃焼室は、主燃焼室と二次燃焼室が設けられ、燃焼室の温度が摂氏 800 度以上で燃焼できる構造であり、燃焼室は、最大燃焼ガス量に対して 2 秒以上の滞留時間を確保できる構造とする。
 - (3) 燃焼ガスの温度を速やかに(2)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃焼装置が設けられていること。
 - (4) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
 - (5) 燃焼ガスの温度を確認するための主燃焼室と二次燃焼室ともに温度計を設置すること。
 - (6) 火葬施設には、バグフィルター等高効率な集塵装置を設置すること。
 - (7) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。
 - (8) 集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度を測定する温度計を設置すること。
 - (9) 排出ガス測定口を設置すること。
- 7 雨水及び汚水を適切に処理及び排水できる設備を有すること。